

# 新潟市国際交流員任用要綱（日本文）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この任用要綱（以下「要綱」という。）は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、新潟市（以下「市」という。）において国際交流に従事する国際交流員の勤務条件を定めることを目的とする。

2 国際交流員の勤務条件に関する事項でこの要綱に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び市の条例・規則（以下「法令など」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 国際交流員 国際交流活動に従事する外国青年
- （2） 所属長 国際交流員が所属する組織の長
- （3） 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- （4） 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間
- （5） 前半任期 任用開始日から翌年の3月31日までの期間
- （6） 後半任期 前半任期の末日の翌日である4月1日から任期満了日（前半任期の開始日の翌年において前半任期の任用開始日に応答する日の前日までの期間をいう。ただし、一般財団法人自治体国際化協会が別に任期を定める場合は、この限りではない。）

## 第2章 職務

（職務）

第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- （1） 市、公益財団法人新潟市国際交流協会の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）
- （2） 市の国際経済交流関係事務の補助（地域産品の海外販路拡大や外国人観光客の誘致などの国際経済交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言等）
- （3） 市の職員、地域住民に対する語学指導への協力
- （4） 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、参画
- （5） 地域住民の異文化理解のための交流活動（学校訪問を含む。）及び外国人住民の生活支援活動への協力
- （6） その他所属長が必要と認める職務

### 第3章 任期及びその終了

(任期)

- 第4条 国際交流員の任用は、前半任期と後半任期で行うものとする。この場合において、初年度の前半任期の任用開始日は、一般財団法人自治体国際化協会が定める来日日の翌日とする。
- 2 前項の任期満了後、市は、国際交流員として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度の任用を行うことができるものとし、2年目以降の任期も前半任期と後半任期で行うものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、市は、最初に任用を開始した日から引き続き5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。
  - 4 前3項の規定にかかわらず、一般財団法人自治体国際化協会の定める要件により別の任用期間とする必要があるときは、当該任用期間とする。

### 第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

- 第5条 国際交流員の報酬は、所得税・住民税込みの額を定めるものとする。来日1年目は月額335,000円、2年目の報酬は月額345,000円、3年目の報酬は月額355,000円、4年目及び5年目は月額360,000円とする。所得税及び住民税が課税される場合には、この報酬額から国際交流員が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項及び第4項の任期が半年未満で再度の任用が行われた国際交流員の報酬は、来日2年目についても月額33万5千円とし、3年目については月額34万5千円、4年目については月額35万5千円、5年目については月額36万円とする。
  - 3 前2項に定める報酬及び時間外勤務手当のほか、手当は一切支給しない。
  - 4 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は週休日でない日とする。
  - 5 国際交流員の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第7条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

(費用弁償等)

- 第6条 国際交流員が職務を行うために旅行するときは、その旅行に要する費用を弁償する。
- 2 市は、赴任及び帰国のための費用を弁償する。  
ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす国際交流員に対して弁償

するものとする。

- (1) 第4条第1項の後半任期を満了すること。
- (2) 後半任期満了日の翌日から1か月以内に、日本において市又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。
- (3) 後半任期満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第6条の2 市は、国際交流員が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

## 第5章 勤務時間

(勤務時間)

第7条 国際交流員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 国際交流員の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前9時から午後5時までとし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、国際交流員が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、国際交流員に対し、前項以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 臨時又は緊急の場合は、第2項の規定により定められた勤務時間の割り振りにかかわらず、当該割り振りを同一週内において調整することにより変更することができる。

5 前項の勤務にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

6 第2項の規定にかかわらず、所属長は、国際交流員に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日7時間を超える勤務をさせないものとする。

## 第6章 服務等

(人事評価)

第8条 市は国際交流員の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、国際交流員の勤務条件に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。  
(令和2年度に5年間の任期を超える国際交流員の報酬の特例)
- 2 令和2年度に、最初に任用を開始した日から引き続き5年間の任期が経過する国際交流員を、第4条第4項の規定に基づき、一般財団法人自治体国際化協会の定める要件により任用した場合の6年目の報酬は、月額330,000円とする。  
(令和3年度に6年間の任期を超える国際交流員の報酬の特例)
- 3 令和3年度に、最初に任用を開始した日から引き続き6年間の任期が経過する国際交流員を、第4条第4項の規定に基づき、一般財団法人自治体国際化協会の定める要件により任用した場合の7年目の報酬は、月額330,000円とする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。